

GAN-RENDAI 会則

第 1 条 (名称)

- 一 本会は、鳥取大学大学院連合農学研究科グローバル同窓会ネットワーク (Global Alumni Network, United Graduate School of Agricultural Sciences, Tottori University) と称する。
- 二 本会の略称は、「GAN-RENDAI」とする。

第 2 条 (目的)

本会は、会員相互の交流及び親睦を深め、鳥取大学大学院連合農学研究科の国際化を支援するとともに、国際社会の発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 定例または臨時の総会の開催
- 二 会員相互の交流及び情報交換拠点としての事業
- 三 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 4 条 (会員)

本会は、次に掲げる者を会員とする。

- 一 鳥取大学大学院連合農学研究科の修了生及び在学学生
- 二 鳥取大学大学院連合農学研究科の教育、研究、管理運営に関係する教職員及び関係した教職員
- 三 その他、運営会議が認めた鳥取大学大学院連合農学研究科の国際交流に関係する者及び団体

第 5 条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1 名
 - 二 副会長 1 名
 - 三 監事 1 名
- 2 会長は鳥取大学大学院連合農学研究科研究科長とし、本会を運営する。
 - 3 副会長は鳥取大学大学院連合農学研究科副研究科長とし、会長を補佐する。また、会長が不在時の職務を代行する。
 - 4 監事は鳥取大学農学部事務長とし、本会の事務の運営に当たる。

第 6 条 (運営会議)

本会の運営は、次の者で構成する運営会議により取り扱う。

- 一 会長
 - 二 副会長
 - 三 監事
 - 四 鳥取大学大学院連合農学研究科代議委員
 - 五 支部長
- 2 運営会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。
 - 3 運営会議は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 総会に付議する事項
 - 二 支部の運営に関する事項
 - 三 その他、会務の執行に関し、重要な事項
- 4 運営会議は、円滑な運営のため、運営企画会議を置くことができる。

第7条 (総会)

- 1 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 総会は、次に掲げる事項を審議する。
 - 一 事業報告及び収支決算
 - 二 事業計画及び収支計画
 - 三 会則の改正に関する事項
 - 四 その他、会長が総会に付議すべきと判断した事項

第8条 (支部)

- 1 本会の目的を達成するため、運営会議の承認を得て、国内外に支部を置くことができる。
- 2 支部は、その国及び地域の会員で組織する。
- 3 支部の活動は、本会に準じて行うことができる。

第9条 (会計)

本会の運営は、鳥取大学運営費交付金及び寄附金等の収入をもって充てる。

第10条 (事務局)

本会の事務局は、鳥取大学農学部事務部に置く。

第11条 (その他)

この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が運営会議に諮り、決定することができる。

附 則

- 1 この会則は、2022年3月25日から施行する。